令和8年度　こども誰でも通園制度に関する Q&A【第3版】

令和8年10月23日

No.	質　問	回　答	R7年度QA No.
1．事業内容			
1	0歳6か月～満3歳未満以外の年齢児を対象とした場合は本事業の対象となるでしょうか。	0歳6か月～満3歳未満以外のこどもの受入れは本事業の対象外となります。 なお、自治体独自に事業を行うことを妨げるものではありません。	9
2	対象となる「0歳6か月～満3歳未満」の考え方について、利用できるのはいつまででしょうか。	3歳の誕生日の前々日までの利用が可能です。 子ども・子育て支援制度においては、満3歳以上の子どもは、教育保育給付の1号認定（新制度幼稚園や認定こども園の利用）や施設等利用給付の1号認定（私学助成幼稚園等の利用）を受けることが可能です。	10
3	一時預かり事業を利用しているこどもは、本事業の利用の対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。	11
4	施設等利用給付を受けているこどもは対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。	12
5	障害児の通所給付施設（児童発達支援センター、児童発達支援事業所等）に通っている児童（通所給付を受けている児童）は対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。	13
6	市町村で実施事業者数に制限を設けたり、提供区域や施設類型、対象のこどもの年齢に制限を設けることは可能でしょうか。	令和8年度の本格実施からは、管内すべての対象のこどもが利用できるよう、提供体制を整備をする必要があり、ご指摘の制限については、実施事業者数について、令和8年度から必要利用定員の総数と利用定員の総和を踏まえた需給調整を行うことが考えられます。 なお、市町村内で乳児等通園支援事業を実施する区域や施設類型を制限することはできません。また、乳児等通園支援事業の対象のこどもの年齢は0歳6か月～満3歳未満としており、市町村が制限を設けることはできません。	7
7	定期利用を前提に実施することを想定し、週や曜日の選択によって利用日数の差がでないようにするために祝日の多い月曜日と金曜日は実施せず、火曜日から木曜日に限定して事業を実施することは可能でしょうか。	それぞれの事業所において受入れを行う曜日を限定することは妨げられません。 ただし、市町村は、管内すべての対象のこどもが利用できるよう、提供体制を整備する必要があるため、管内事業所ごとの開所曜日等を踏まえながら、提供体制を確保してください。	8
8	事業実施当初の利用者の受付方法について、ひとり親家庭など配慮が必要な家庭のこどもの受入れを先に決定し、残った利用枠を特に配慮が必要ではない方々で埋めていくという手法をとっても問題ないでしょうか。	令和8年度からは、市町村実施事業ではなく、給付制度（乳児等のための支援給付）として実施されるため、例えば、予約の受付けについて、配慮が必要な家庭のこどもの利用に係る申込みを先に受け付け、その後にそれ以外の家庭のこどもの利用に係る申込みを受け付けるといった手法を採用することを市町村が事業所に対して依頼することなどが考えられるところです。	16
9	利用時間について、自治体独自で上乗せしてもよろしいでしょうか。	自治体の負担の下で独自の上乗せを設けることを妨げるものではありません。	17
10	10時間を超えて受け入れを実施した分は本事業の対象となるでしょうか。	一人当たり「月10時間」を上限とするため、それを超える時間については、本事業の対象となりません。なお、自治体の負担の下で独自の上乗せを設けることを妨げるものではありません。	18
11	親子通園における「利用の条件」について、明確にルールを設ける必要がありますでしょうか。また、どこがルールを定めるのでしょうか。	事業や制度の目的・意義に沿っていれば、事業所判断で対応して構いません。 ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意してください。	25
12	事業者と利用者の契約行為により、施設を利用することとなりますが、この契約について、利用者が複数の施設（例えば「A」という施設と「B」という施設）を利用する場合は、それぞれの施設で利用契約を取り交わす必要がありますでしょうか。	ご認識の通りです。	29
13	乳児等通園支援事業において、英会話や水泳等の習い事のようなことを行うことは可能でしょうか。	「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」において「リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものをこども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありません。」と記載しているとおりです。	60
14	企業主導型保育施設での実施は可能でしょうか。	「一般型」でのみ実施が可能です。なお、企業主導型保育施設としての確認や手続が必要となるため、一般型乳児等通園支援事業の認可申請に先立ち、施設から企業主導型保育事業の実施機関へお問合せください。	66
15	一時預かり事業と一体で運営している施設において、1日の利用のうち最初の数時間のみ「こども誰でも通園」として利用し、残りを「一時預かり事業」として連続利用することは可能でしょうか？ また、上記が可能な場合、一時預かり事業の利用分を基準額の決定における実績人数としてカウントしても良いでしょうか？	それぞれの事業目的に合致すると自治体が判断する場合であれば、同日に両事業を利用することも可能です。 この場合、同利用者について、一時預かり事業の基準額の決定における利用人数にカウントいただいて差し支えありません。	89
16	土日の実施要否や時間帯に決まりはあるのでしょうか。	市町村として、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める乳児等通園支援の量の見込みに対応する提供体制を確保する必要がありますが、土日の実施や時間帯について特段の定めはありません。	90
17	広域利用について、令和8年度は認めず令和9年度から他市民を受け入れることとしても問題ないですか。	令和8年度以降は、こども誰でも通園制度は地域子ども・子育て支援事業（市町村実施事業）ではなくなるため、市町村の区域内の事業所について、他の市町村に居住する者の利用を認めないとするような取扱いをする権限は、市町村にありません。なお、自市町村に居住する者が適切に制度を利用できるよう、優先予約枠の設定等の対応について事業者に対して求めることなどが考えられます。	91
18	里帰り出産等で（A市から住民票を移さずに）A市からB市に帰郷された方がこども誰でも通園制度を利用申請する場合、申請窓口はA市になるか。 また、上記の場合、利用認定者は総合支援システムを介してB市管内施設に直接申し込むことになり、B市は利用状況や請求書を確認して初めて広域利用があったことがわかるということか。	申請窓口はA市になります。 利用状況については、お見込みのとおり、B市において管内施設における利用状況を確認して初めて広域利用があったことが分かります。 ただし、広域利用があった際にアラートを行う等の機能は実装していないため、個別に利用状況の確認を行わない場合には、翌月に発行される統計情報から広域利用の状況をご確認いただくことになります。	92
19	広域利用は自治体間での協定が必須か。	不要です。 詳細については「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）をご確認ください。	93
20	医療的ケア児の受入れについて、設備や職員配置等、受入れ体制が整わない場合は、受入れを断ることが可能なのか。	こども誰でも通園制度の実施に関する手引を参考に、受入れ体制の整った事業所において受入れを実施してください。市町村におかれましては、本事業の趣旨を鑑み、医療的ケア児を含めた受入れ体制の確保を行ってください。	94

令和8年度　こども誰でも通園制度に関する Q&A【第3版】

令和8年10月23日

No.	質　問	回　答	R7年度QA No.
21	令和8年度以降の乳児等通園支援事業の実施について、経過措置の適用により自治体の判断で利用時間を例えば「3時間/月」と設定した場合、利用者の利用時間が3時間を超えた場合で国の利用時間以内であれば、給付を行うことは可能か。 ※国制度の10時間以内で延長利用などがあった場合を想定。	経過措置による利用時間を設定した場合、当該自治体に居住する利用者の利用時間は当該設定した時間が上限となり、それを超えた部分の給付は行われません。なお、自治体が当該部分について独自の制度を設けることを妨げるものではありません。	97
22	1年のうち一部の期間、事業を休止したり、縮小することを前提に実施することは可能か。例えば、放課後児童健全育成事業と併設で実施する場合、学校開校日の午前は、乳児等通園支援を行い、長期休業中は、実施が困難となるので、休業又は実施を縮小することは差し支えないか。	可能です。なお、毎年休業期間が決まっているような場合については、あらかじめ、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第16条第4項に基づき、提供を行わない日を重要事項に定めていただくようお願いいたします。	99
23	管内在住の児童が他市町村の施設を利用した場合、当該他市町村が独自に実施している上乗せの助成分は反映せず、法定給付部分のみを支払う対応で差し支えないか。	差し支えありません。	146
24	一般型乳児等通園支援事業の利用定員の空きを活用し、余裕活用型一時預かり事業を実施することは可能か。	令和8年4月1日より可能です。乳児等通園支援事業を利用する児童の数が当該乳児等通園支援事業に係る利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として一時預かり事業を実施することができるよう、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第3号の改正を行いました。詳細は、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第1号）及び、「児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令について」（令和8年1月29日こども家庭庁成育局長通知）をご参照ください。	158
25	令和8年4月1日から、一般型乳児等通園支援事業の利用定員の空きを活用して余裕活用型一時預かり事業を行うことができるようになると承知しているが、なぜ一般型一時預かり事業の利用定員の空きを活用して余裕活用型乳児等通園支援事業を行うことはできないのか。	余裕活用型乳児等通園支援事業の実施可能な施設又は事業については、同事業において設定する利用定員が子ども・子育て支援法にて確認を受けるものであることを踏まえると、同法に基づき確認を受けた利用定員を設定しているものとすることが必要であり、また、児童の安全・安心な受入れ環境が整っている必要もあることから、行政による監督の下、適正に運営されていることを公的に確認できるもののうち、乳児等の受入れを前提としているものを設備運営基準第20条第3項に定めております。このため、届出により実施することができる一般型一時預かり事業は対象としないこととしております。	188
26	乳児等支援給付費は毎月支給する必要があるか。 例えば、年度末に1年分合算して支払うことや、半年ごとに支払うといった運用は可能か。	子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第28条の30に規定されているとおり、毎月、支給する必要があります。	159
27	開所時間について、保護者のニーズに応じて18:00～22:00などの夜間や24時間とすることも可能か。	法令上、夜間の開所は妨げられませんが、こどもの健康的な生活環境の保持や本事業の趣旨目的を鑑みると、利用時間は日中に設定することを想定しています。いわゆるベビーホテルのように、保護者の事情に合わせて夜間時間帯に一時的にこどもを預かるような運営は適切ではありません。	166
28	市町村として、定期利用に限って実施することは可能か。	定期利用・柔軟利用のいずれかの利用パターンに限って実施することは妨げられませんが、利用パターンの設定に当たっては、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」でお示ししている特徴や留意点を念頭に、地域の状況等を踏まえながら、市町村と事業者で調整の上、事業所ごとに検討いただくことが望ましいと考えます。	167
29	他市町村が独自事業として10時間を超えて利用可能としている時間分について広域利用の希望があった場合、受け入れを拒むことは可能か。	可能です。 独自事業の実施自治体におかれましては、乳児等通園支援事業が広域利用可能な事業であることを踏まえ、独自事業における広域利用の取り扱いについて検討のうえ、あらかじめその運用を対象者や近隣自治体へ十分周知いただくことが必要であると考えます。 なお、総合支援システム上、10時間を超えた独自上乗せ分については他市町村所在施設の予約を行うことができないため、他市町村にて独自上乗せ分の受け入れを行う場合にはシステム外で対応いただく必要があります。	168
30	補助金等の交付を受けて取得等した保育所等で、一般型乳児等通園支援事業を行う場合、財産処分を申請し、承認を受けることは必要になりますか。 また、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う場合も同様に申請等が必要でしょうか。	補助金等の交付を受けて取得等した保育所等で、一般型乳児等通園支援事業を行う場合、財産処分の一部、もしくは全部転用に該当し、財産処分の承認が必要ですが、包括承認事項として、国からの個別承認や国庫納付は不要となります。 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う場合は、一時使用であるとして財産処分に該当せず、手続不要です。詳細は、令和8年2月27日改正の「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」（令和5年6月15日付けこども家庭庁成育局長・支援局長通知）をご確認ください。	191
31	保育所等における施設長は運営管理業務に専従することが求められており、2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、施設型給付費及び地域型保育給付費等が減算されるが、当該施設長が児童福祉法第34条の15第3項に規定する乳児等通園支援事業の「実務を担当する幹部職員」を担う場合には減算の対象になるか。	乳児等通園支援事業における「実務を担当する幹部職員」は、日常的に業務に従事することは想定しておらず、保育所等の施設長が当該幹部職員を担うことをもって直ちに減算の対象となるものではありません。	192
32	乳児等通園支援事業に従事している職員は、施設型給付費等における処遇改善等加算の対象となり得るか。	一般型乳児等通園支援事業に従事している職員に対する給料等は、乳児等支援給付費等から支出するものになるため、施設型給付費等における処遇改善等加算の対象にはなりません。 ただし、余裕活用型乳児等通園支援事業に従事する場合や、一般型乳児等通園支援事業を実施していない時間帯に、当該職員が保育所等において通常の教育・保育に当該保育所等の職員として従事する場合については、施設型給付等における処遇改善等加算の対象とすることは可能です。	195
33	昼食・おやつ代など実費となる費用は別途徴収してよろしいでしょうか。	保護者の同意のうえ、必要に応じて徴収いただいて問題ありません。	33
34	こども誰でも通園制度を利用していた者が、月途中で転入してきた場合、転入前の市町村での制度利用時間を考慮する必要があるか。 例えば、転入前の市町村において10時間制度を利用していた場合、転入後の市町村では同月に利用できないのか。	「乳児等支援給付認定子ども」の利用可能時間は月10時間の範囲内とされているため、月途中で他市町村に転入した場合は、転入後の市町村の利用可能時間から転入前の市町村での利用時間（最大10時間）を差し引いた時間数の利用が可能です。 なお、総合支援システムにおいては、当該月の残利用可能枠が付与される仕様となっています。	

令和8年度　こども誰でも通園制度に関する Q&A【第3版】

令和8年10月23日

No.	質　問	回　答	R7年度QA No.
2. 利用料			
1	保護者負担（利用料）について、自治体独自で設定してもよろしいでしょうか。	利用料は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和七年内閣府令第九十五号）第12条第2項の規定に基づき、事業所が保護者の同意を得て徴収するため、その額は事業所が定めることになります。なお、国において、利用料は1時間当たり300円程度を標準とすることをお示ししており、詳細については「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴う留意事項について」（令和8年1月27日付けこども家庭庁成育局長通知）をご参照ください。	19
2	利用料について事業所に係わらず全国又は市町村単位で一律設定とする必要があるのでしょうか。	「1時間当たり300円程度」はあくまでも標準としてお示ししている額であり、全国又は市町村単位で一律に設定することを強制するものではありません。	96
3	保護者から利用料を徴収した場合、公定価格から徴収した利用料を差し引いたうえで、乳児等のための支援給付を行う必要があるか。	公定価格から、徴収した利用料を差し引く必要はありません。乳児等のための支援給付は、教育・保育給付（施設型給付等）と異なり公定価格が全額給付される制度となります。	179
4	公立の特定乳児等通園支援事業所での利用料は法令上どのような性質か。	公立の特定乳児等通園支援事業所において徴収する利用料については、市町村ごとの実情に応じて下記いずれかの整理を行うことができるものと考えます。 ①公の施設の使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条） ②特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第12条第2項） ③①及び②双方の性質を有するもの	183
5	公立の特定乳児等通園支援事業所で実施する場合、利用料の徴収について条例に定める必要があるか。また条例に定める必要がある場合、併せて減免規定を設ける必要があるか。	当該市町村の公立の特定乳児等通園支援事業所における利用料の整理・性質によって異なるものであり、No.2-4における①～③ごとの整理によって次のとおり考えられます。 ①または③の場合 利用料の徴収については、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定める必要があり、また、その性質からして減免規定についても条例に定めることが適当であると考えます。 ②の場合 利用料の徴収については、必ずしも条例等に規定する必要はありませんが、当該利用料の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に利用料の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければなりません。	184
6	公立の特定乳児等通園支援事業所で実施する場合、生活困窮家庭等負担軽減加算の対象利用者に対し、利用料の減額をした際、生活困窮家庭等負担軽減加算の対象となるのか。	当該市町村の公立の特定乳児等通園支援事業所における利用料の整理・性質によって異なるものであり、No.2-4における①～③ごとの整理によって次のとおり考えられます。 ①の場合 生活困窮家庭等負担軽減加算については特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準第12条第2項の規定による支払の額を減額した場合に加算することとする予定であり、公の施設の使用料として整理がなされている利用料の減額を行ったとしても、生活困窮家庭等負担軽減加算の対象外となります。 ②または③の場合 利用料の減額を行った場合、生活困窮家庭等負担軽減加算の対象となります。	185
7	他市町村に居住する利用者の利用料のみ高く設定することは可能か。	当該市町村の公立の特定乳児等通園支援事業所における利用料の整理・性質によって異なるものであり、No.2-4における①～③ごとの整理によって次のとおり考えられます。 ①または③の場合 条例に基づき、利用者の居住地に応じて差を設けることも可能であると考えます。 ②の場合 質の確保及び向上を図る上で必要な対価として徴収するものであるため、利用者の居住地に応じて差を設けることは適当ではないと考えます。	186
8	利用料の徴収にあたり、キャッシュレス決済を利用することに伴う手数料の額を保護者から徴収してもよいか。	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第12条第3項第5号に基づき、保護者負担が適当な費用であると判断される場合には、運営規程に定めるとともに保護者の理解を得た上で徴収することは差し支えございません。ただし、キャッシュレス決済を含むICTの導入により業務負担が軽減されること等を踏まえ、保護者に負担を求めることについては十分に検討をお願いいたします。	187
9	利用料の減額を実施するかどうかは事業所ごとの判断でよいか。	令和8年度からの利用料は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第12条第2項の規定に基づき、事業所が保護者の同意を得て徴収することから、当該利用料の減額を実施するか否かの判断についても、当該事業所が行うことになります。	189
3. 職員配置			
1	職員を通常保育や一時預かりと兼任した場合それぞれの事業の運営費における算定対象となりますでしょうか。	対象経費を適切に区分し、管理いただくことを前提とし、ご認識のとおりです。 なお、それぞれの事業で専任要件がある場合は、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。	30
2	保育所等が乳児等通園支援事業を併設して実施する場合に、当該保育所等の保育士や調理員が乳児等通園支援事業に従事することは可能でしょうか。	留意事項通知の第3の⑵のニにおいてお示ししているとおり、保育所等が乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合に、保育士については、当該保育所等及び当該乳児等通園支援事業双方の職員配置に関する基準を満たした上で、当該保育所等の保育士が乳児等通園支援事業に従事することは可能です。	59
3	子どものための教育・保育給付では、当月初日児童数や職員配置でその額を算出するが、本制度では時間ごとの事業となるため、職員配置が適正であるかどの時点で判断するのか、また給付費の算出は実務的にどのようにするのか。	保育所、乳児等通園支援事業等に関する職員配置の基準は、認可基準であるため、当該事業を行うどの時点においても適切に満たされている必要があります。その上で、乳児等通園支援事業の監査における職員配置の具体的な確認方法や、乳児等支援給付費の額の算出方法等の実務面の事項については追ってお示しさせていただく予定です。	100
4	一時預かり事業で保育所と一体的に事業を実施している施設において、一時預かり事業の専任職員が1名の場合、その職員が乳児等通園支援の専任職員も兼ねることは可能か。	保育所と一体的に実施する一般型一時預かり事業と、当該保育所と一体的に実施する乳児等通園支援事業を同じ時間帯に実施する場合、当該一般型一時預かり事業に充てられている1名の専任職員をもって当該乳児等通園支援事業の職員とすることはできません。ただし、両事業の実施時間が重ならない場合であれば、それぞれの事業の専任職員として取り扱って両方の事業を実施することが可能です。	101

令和8年度　こども誰でも通園制度に関する Q&A【第3版】

令和8年10月23日

No.	質　問	回　答	R7年度QA No.
5	「乳児等通園支援」の専従の配置が求められる場合、当該事業を行っているときのみ、専従であれば、他の時間帯については問題がないという理解でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。	102
6	幼保連携型認定こども園の場合に、幼稚園教諭・助教諭のみを持つ“みなし保育教諭”を、当該配置の担当職員とみなして差し支えないでしょうか？	一般型乳児等通園支援事業については、設備運営基準上、配置できる職員として、保育士又は乳児等通園支援事業に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者とされており、みなし保育教諭であることをもって、担当職員とすることはできません。 余裕活用型乳児等通園支援事業については、設備運営基準第25条のとおり、実施事業所の区分に応じ、それぞれの事業所の設備運営基準に定めるところによるものされているため、幼保連携型認定こども園においては、みなし保育教諭が乳児等通園支援事業に従事することも可能ですが、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づいて、適切に配置をお願いいたします。	103
7	保育所等が乳児等通園支援事業を併設して実施する場合に、当該保育所等の保育士や調理員が乳児等通園支援事業に従事することは可能でしょうか。	留意事項通知の第3の⑵のニにおいてお示ししているとおり、保育所等が乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合に、保育士については、当該保育所等及び当該乳児等通園支援事業双方の職員配置に関する基準を満たした上で、当該保育所等の保育士が乳児等通園支援事業に従事することは可能です。	59
8	「0歳児5人　1、2歳児5人」で利用定員を設定した施設において、設備運営基準は満たしつつ、「0歳児4人、1、2歳児6人」といったように、利用児童の総合計が利用定員を超えない範囲で内訳が変動しても問題ないか。 また、弾力的に「0歳児5人、1、2歳児6人」というように利用定員を超えて受入れを行うことは可能か。	前段については差し支えございません。 後段については不可です。利用定員を超えて受入れを行うことはできません。 なお、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」について、令和7年11月14日付けで第16条第1項第6号の改正を行いました。これまで「乳児、幼児の区分ごとの定員」を定めなければならなかったところ、今回の改正に伴い、乳児、幼児の区分を問わず「利用定員」の総数のみを定めることが可能となりました。	156
4. 子ども・子育て支援事業計画			
1	計画の変更を代用計画の策定で対応した場合、令和8年度以降の第3期計画期間内に計画を変更する必要があるか。	代用計画は、あくまでも暫定措置であるため、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の中間年見直しを行う場合には、その際に、代用計画の内容について必要に応じて見直しを行った上で、代用計画の内容を市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更に反映することが考えられます。	135
5. 認可手続・確認手続			
1	児童福祉法に「実務を担当する幹部職員」、児童福祉法施行規則に「福祉の実務にあたる幹部職員」とありますが、保育所等で乳児等通園支援事業を実施する場合には、基本的に保育所等の施設長が乳児等通園支援事業の実務を担当する幹部職員にあたると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、実務を担当する幹部職員は、保育所等の施設長でなくとも要件を満たすことが可能であることから、通常の教育・保育に支障がでない者で対応をお願いします。	40
2	保育所や認可外保育施設に対する安全計画義務化の際と同様に、こども誰でも通園制度における安全計画の例やひな形をお示しいただけないでしょうか。	現時点においては予定していません。なお、留意事項通知の第2の1においてお示ししているとおり、既に安全計画を別途定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えることで足りると考えています。	41
3	認可手続の様式や提出書類、認可事務のモデルケース（既存保育施設、新規施設などのケースごとに）をお示しいただけないでしょうか。	「乳児等通園支援事業の認可等について」（令和7年2月26日付けこども家庭庁成育局長通知）において別添資料とともに整理していますので、お示しした内容をもとにご対応をお願いいたします。なお、令和8年度以降の手続きについては事務フロー及び参考様式をお示ししております。 こども誰でも通園制度HP＞想定事務フロー・参考様式等 https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen	42
4	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）第16条において、運営規程で定めるものに、「利用定員」とありますが、「利用定員」は何を指すのでしょうか。	運営規程において定める乳児等通園支援事業の認可に係る「定員」については、任意の一時点において受入可能な最大の乳幼児の数を指す概念であり、一般型乳児等通園支援事業にあっては、備える設備等に応じた受入可能な乳幼児の数が定まるほか、余裕活用型乳児等通園支援事業にあっては、事業を実施しようとする保育所等が受け入れようとする乳幼児の数が当該保育所等の利用定員の範囲内の数となります。 なお、子ども・子育て支援法に基づく「利用定員」については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和七年内閣府令第九十五号）第3条及び本Q&ANo.5-21をご確認ください。	44
5	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第3条第2項に規定される「一月当たりの利用定員」の具体的な算出方法をお示しいただきたい。 また、当該「一月当たりの利用定員」は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第34条の15第5項第2号に規定される、市町村子ども・子育て支援事業計画において市町村が定める必要利用定員総数を踏まえた需給調整を行う際に、どのように考慮すべき数値か。	当該事業所における1時間当たりの利用定員×1月当たりの延べ開所時間数で算出いただくことが考えられます。 なお、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第34条の15第5項第2号に規定される、市町村子ども・子育て支援事業計画において市町村が定める必要利用定員総数を踏まえた需給調整を行う際には、上記に基づき算出された「一月当たりの利用定員」から定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※）を除した数値を用いることが考えられます。 （※）月 176 時間（8時間×22 日）を基本としますが、市町村独自の設定も可能です。市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出時の設定と合わせていただく必要があります。	160
6	余裕活用型乳児等通園支援事業の利用定員については、一般型乳児等通園支援事業の利用定員と同様に、具体的な利用定員を定めることが必要なのか。又は、具体的な人数を定めず、「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う保育所等の利用定員の総数から当該保育所等の利用児童数を除いた数以下の数の児童」等と定めることも法令上想定しているのか。これが不可である場合、どのようにして具体的な人数を定めればよいのか。	乳児等通園支援事業の利用定員は、類型を問わず具体的な人数を定める必要があります。 そのうえで、余裕活用型乳児等通園支援事業については、本事業を行う保育所等の空き定員の数が流動的であることを踏まえ、例えば、例年の空き状況等を鑑みて、当該事業所において想定され得る最大の活用可能人数を定員として設定することも考えられます。	190
7	認可の際には当該事業所における定員を定める必要があると認識していますが、歳児ごとに定める必要がありますでしょうか。	必ずしも歳児ごとの定員を定める必要はありません。	45
8	歳児ごとに定員を定める場合、年度当初の年齢により定めることになるのか、満年齢により定めることになるのでしょうか。	利用定員の取扱いについては、当該年度の4月1日時点（0歳については、出生の時点）の満年齢によることとしています。	46
9	公立施設において乳児等通園支援事業を行う場合、「認可」も「意見聴取」も不要だと認識していますが間違いないでしょうか。（公立の地域型保育事業所と同じ取扱いでよろしいでしょうか。）	ご認識のとおりです。	48

令和8年度　こども誰でも通園制度に関する Q&A【第3版】

令和8年10月23日

No.	質　問	回　答	R7年度QA No.
10	No.5-9によると、公立施設において乳児等通園支援事業を行う場合、「認可」も「意見聴取」も不要とありますが、公立施設の指定管理によって実施する場合や、公立施設の空き部屋を活用し、民間事業者へ乳児等通園支援事業の運営委託を行った場合等、運営主体が自治体ではない場合も「認可」も「意見聴取」も不要という認識でよいか。	ご認識のとおりです。 なお、実施主体が市町村、運営主体が民間である公設民営ではなく、法人等が公の施設の一部を借受けて自ら運営する場合（民設民営）は、「認可」と「確認」を受ける必要があります。	109
11	認可申請書の様式をお示しいただけないでしょうか。	「乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書」の案をお示ししております。こども家庭庁HPに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしてください。 こども誰でも通園制度HP＞想定事務フロー・参考様式等＞2.参考様式・参考資料 https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen	49
12	余裕活用型乳児等通園支援事業は、本事業を行う保育所等の利用定員のうち、現に入所していない空き定員を活用するものであることから、余裕活用型乳児等通園支援事業の認可上の利用定員数が本事業を行う保育所等の利用状況により変更となる可能性がありますが、その都度、施設の内部規定に記載される利用定員についても変更すべきでしょうか（運用上の取扱いについての第2の6（6）関係）。 例えば、内部規定に「利用定員：6名　ただし、本事業を行う保育所等の利用状況等により変動する場合がある。」等と記載することで、認可上の利用定員が変更となった場合にも施設の内部規定は変更せずに済むような記載を行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、認可上の利用定員の変更毎に、内部規定を変更せずに済むよう、内部規定にあらかじめ「本事業を行う保育所等の利用状況等により変動する」旨をただし書きで規定することについて許容するものであり、認可上の利用定員について具体的な人数を定めないことを許容するものではありません（No.5-6参考）。	50
13	運営規程の作成例やひな型のようなものは示す予定はありますでしょうか。	現時点において、例をお示しすることは予定していません。	51
14	認可手続において、市町村児童福祉審議会を設置していない場合、児童福祉に関する利用の意見聴取を行う旨の規定がありますが、地方版子ども・子育て会議での意見聴取に代えて差支えないでしょうか。	差し支えありません。	107
15	公立保育所等において市町村が自ら乳児等通園支援事業を行う場合には、児童福祉法に基づく「認可」を受ける必要はないが、子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受ける必要があるとの認識でよいか。	ご認識のとおりです。	108
16	既に乳児等通園支援事業で0歳児のみで認可を受けている施設が1～2歳も受け入れられるようにする場合は、再度認可申請が必要か。変更の届出のみでも問題ないか。	変更の届出のみで問題ありません。	110
17	教育・保育の利用定員の空きがある施設又は事業所から一般型乳児等通園支援事業の認可申請があった場合に、余裕活用型乳児等通園支援事業で実施可能であることを理由に認可しないことは可能か。	不可です。	142
18	保育所等と一般型乳児等通園支援事業を実施している施設又は事業所において、当該保育所等の利用定員に空きが生じた場合に、その空きを活用して追加的に乳児等通園支援事業の利用者を受け入れることは可能か。	当該保育所等について一般型乳児等通園支援事業の認可に加えて、別途、余裕活用型乳児等通園支援事業の認可も合わせて受けることにより、一般型乳児等通園支援事業とは別に余裕活用型乳児等通園支援事業の利用者を受け入れることができます。 なお、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の面積を重複して認可を受けることはできないことにご留意ください。	143
19	余裕活用型乳児等通園支援事業の認可に際し、利用定員の総数に空きがある場合であっても、0～満3歳未満の乳幼児の利用定員に空きが無い場合には認可できない認識でよいか。	ご認識のとおりです。 乳児等通園支援事業は生後6か月～満3歳未満の乳幼児を対象とした事業であることから、満3歳以上～5歳児の利用定員の空きを活用して余裕活用型乳児等通園支援事業を実施することは想定しておらず、0～満3歳未満の乳幼児の利用定員の空きを活用することが適切であると考えます。	147
20	市町村として余裕活用型乳児等通園支援事業に限定して認可することは可能か。	乳児等通園支援事業の区分（一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業）については乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第1条第1項第2号において、市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準とされており、必ず両区分の基準について条例で定める必要があります。 この基準に適合している者から認可申請があった場合には、認可する必要があるため、余裕活用型乳児等通園支援事業に限定して認可することはできません。	154
21	余裕活用型乳児等通園支援事業の認可に際しては、認可申請時点で現に利用定員の空きが無くとも、認可を行うことは可能であるという認識でよいか。	ご認識のとおりです。 認可の際には、現時点では利用定員に空きがなかったとしても、将来利用定員の空きが生じる可能性を考慮して認可することができます。その上で、実際に利用定員の空きを活用して実施しているかどうかについては、監査等により実施状況を確認いただく必要があります。仮に、余裕活用型の認可を受けたものの、結果的に利用定員の空きが生じなかった場合は、当該年度においては誰通利用児童の受入れはできませんが、翌年度以降に利用定員の空きが生じる可能性を考慮して認可を取り消す必要はありません。	155
22	公立施設において乳児等通園支援事業を行う場合、子ども・子育て支援法第54条の2に規定される「乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認」は市町村長が当該市町村長に対して自ら申請を行い、確認を行うのか。	ご認識の通りです。 〇子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第54条の2第2項	151
23	広域利用の利用者を受け入れた場合、当該事業所においては、当該利用者の居住する自治体からも、子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受ける必要があるか。	特定乳児等通園支援事業者の確認については、市町村長による確認の効力が全国に及ぶものであり、当該市町村長がその長である市町村以外の市町村（「他の市町村」という。）の区域に居住地を有する者が当該施設を利用しようとする場合に、当該他の市町村の長が別途改めて確認を行う必要はありません。	181
24	乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準、特定乳児等通園支援事業の運営の基準は必ず条例で定めなければならないのか。規則で定めることは可能か。	必ず条例で定めなければなりません。 〇乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第34条の16第1項 〇特定乳児等通園支援事業の運営の基準 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第54条の3において準用する同法第46条第2項	148
25	乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準、特定乳児等通園支援事業の運営の基準は、条例で定めることとされているところ、新規の条例制定ではなく、市町村の実情に応じて、例えば既存の「●●市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」等の改正により対応しても差し支えないか。	差し支えありません。	149

令和8年度　こども誰でも通園制度に関する Q&A【第3版】

令和8年10月23日

No.	質　問	回　答	R7年度QA No.
6. 食事の提供			
1	乳児等通園支援事業における食事の提供について、保育所では満3歳未満のこどもについては、原則として外部搬入によることができないこととされているが、外部搬入によることは可能でしょうか。また、乳児等通園支援事業と一体的に運営されている保育所等が外部搬入により食事の提供をしている場合は、乳児等通園支援事業は当該保育所等と同じ食事の提供ができるのでしょうか。	設備運営基準第15条において、一時預かり事業と同様に、「乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。」と定めておりますが、満3歳未満のこどもが対象であることを踏まえ、留意事項通知の第2の5や「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を踏まえ、乳児等通園支援事業者において、食事の提供に当たり必要な体制について十分に検討を行うことが必要であると考えています。	52
2	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第15条では、「乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない」との規定がありますが、この内容を超えて、食事の提供方法について市町村が条例によって規制をかけることは問題ないでしょうか。	食事の提供について、市町村が条例により内閣府令の内容を超えて規制の措置を講ずることは差し支えありません。なお、その場合には、留意事項通知の第2の5においてお示ししている内容を参考としていただきたいと考えています。	53
3	利用者が弁当等を持参することにより食事をとることも可能でしょうか。	留意事項通知の第2の5において、「食事の提供の有無については乳児等通園支援事業者が判断するものであること。・・・利用乳幼児の乳児等通園支援事業の利用形態等に応じて、乳児等通園支援事業者が食事の提供を行うのではなく、弁当等を持参して食事をとる場合も考えられること。」としているとおりです。	54
7. 設備の基準関係			
1	保育所等が乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合、当該保育所等の設備（便所、調理設備等）を乳児等通園支援事業の設備に兼ねることは可能でしょうか。可能である場合に、当該保育所等の設備は、引き続き保育所等の設備として認可してよろしいでしょうか。	乳児等通園支援事業を保育所等と併設して実施する場合、留意事項通知の第2の3においてお示ししているとおり、当該乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児及び併設施設等の利用者の処遇に支障がない場合に限り、兼ねることは可能です。また、あくまで兼ねるに留まるため、引き続き当該保育所等の設備として取り扱って差し支えありません。	55
2	認可保育所等において一般型乳児等通園支援事業を実施するに当たり、当該認可保育所等の認可において保育室の床面積を最低限必要となる床面積以上に算定している場合に、当該床面積を減少させる認可変更手続は不要でしょうか。	既存の保育所等における保育室の床面積を市町村の条例で定める基準に基づき最低限必要となる床面積まで減じた上で改めて認可を行い、それにより生じた余剰の床面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として算定し認可を行うことは可能です。	56
3	認可された保育所等において余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する場合、当該保育所等の利用者数によって、当該余裕活用型乳児等通園支援事業を利用できるこどもの数が変動するが、どのように認可又は認可変更をすればよろしいでしょうか。	認可の際には、利用定員の範囲内で事業を実施する旨を運営規程等により確認した上で、監査等により実施状況を都度確認いただく必要があると考えています。	57
4	保育所等が一般型乳児等通園支援事業を一体的に行う場合、当該保育所等の保育室の床面積を当該一般型乳児等通園支援事業の保育室の床面積と重ねて認可してよいか。	保育室等の床面積については、こどもの人数に応じて必要となる面積を確保する必要があるため、保育所等における保育室の面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として認可することはできません。	58
5	余裕活用型一時預かり事業と余裕活用型乳児等通園支援事業を同一保育所で実施する場合、通常保育の利用定員の空き枠を両事業で流動的に活用してもよいか。 （例）通常保育の定員に空きが2人分あり、乳児等通園支援事業の利用希望者がいない期間については、2人分を一時預かり事業の利用枠とする。	通常保育の利用定員の範囲内において、空き定員を両事業で流動的に活用いただくことは可能です。	104
6	一般型一時預かり事業を実施していますが、当該事業では年間を通して利用定員に余裕があることから、当該利用定員の余裕を活用して、余裕活用型乳児等通園支援事業を実施したいと考えておりますが、可能でしょうか。	一時預かり事業における余裕利用定員を活用して余裕活用型乳児等通園支援事業を実施することはできません。	105
7	幼稚園型認定こども園で実施する予定である。現状の保育室をパーテーション等で区切って乳児室を設置しなければならないか。	設備運営基準上、必ずしも保育室を区切る必要はありませんが、実際の保育状況を鑑みながら、安全確保の観点など手引き等を参考に適切にご判断ください。	106
8	こども誰でも通園制度（余裕活用型）における利用定員は、通常保育部分の認可上の定員の空き人数のことを指すのか。また、弾力化で受入れすることができる人数も含めて考えて良いのか。	余裕活用型乳児等通園支援事業の利用定員は子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認において定められた利用定員の空き枠を指します。 また、通常保育における弾力化分の利用定員は、余裕活用型乳児等通園支援事業の利用定員に含めることはできません。	144
9	余裕活用型乳児等通園支援事業の認可施設において、利用定員に空きは無いが、本体施設又は事業における入所児童が病気で欠席した場合等の空きを活用して乳児等通園支援事業を実施することは可能か。	不可です。 余裕活用型乳児等通園支援事業の利用定員は子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認において定められた利用定員の空き枠を指します。	165
10	利用者が弁当を持参する場合は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）第15条で規定される「食事の提供」には該当しないと考えるが、調理機能を有する設備を備える必要はあるか。	弁当持参の場合には、基準第15条で規定される「食事の提供」には該当しませんが、手引の【食事の提供について】に記載の通り食中毒の防止など児童の安全性を確保するため、、受け渡しや保管場所、提供時等の衛生管理を徹底するなど適切な実施体制を確保するようお願いいたします。	175
8. 施設整備			
1	就学前教育・保育施設整備交付金について、すでに事業を実施している施設は対象外となりますでしょうか。	事業が実施されていることをもって整備費の対象外になるということはありませんが、創設、増築、増改築に当たらない場合には補助率の嵩上げはされません。	75
2	就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、乳児等通園支援事業専用の建物を整備した場合、乳児等通園支援事業の実施と同時に他事業（一時預かり事業等）を実施することは可能でしょうか。	他事業の基準を満たす場合に限り、実施することは可能ですが、乳児等通園支援事業の実施に当たって整備した施設であるため、財産処分の一部転用に該当することから、財産処分の承認を受ける必要があります。なお 整備交付金等を活用して整備・改修を行った、一般型乳児等通園支援事業所の利用定員の空きを活用して、余裕活用型一時預かり事業を併せて実施する場合については、一時使用であるとして財産処分に該当せず、同申請等は必要ありません。	76
3	就学前教育・保育施設整備交付金について、施設整備完了後は早急にこども誰でも通園制度を実施する必要がありますでしょうか。	交付金の協議の際に開始時期についても協議を行っているため、想定よりも早く整備が完了したからといって、すぐに開始する必要はありません。	77
4	就学前教育・保育施設整備交付金について、既存の園庭を整備する（遊具等を乳児でも使用できるものに整備する等）場合、補助対象となりますでしょうか。	園庭の整備は整備費の対象経費に含まれません。	78
5	就学前教育・保育施設整備交付金について、保育所を新たに整備し、その保育所にこども誰でも通園制度実施の部屋を設ける場合、同時に協議することが可能でしょうか。	可能です。ただし、協議書は別々に作成する必要があります。	79

令和8年度　こども誰でも通園制度に関するＱ&A【第3版】

令和8年10月23日

No.	質　問	回　答	R7年度QA No.
6	保育所等改修費等支援事業を活用する場合には、子ども・子育て支援事業計画の策定が要件になりますでしょうか。	子ども・子育て支援事業計画に必要量や整備計画を定めることを要件にするものではありませんが、それらの計画に基づき計画的に整備することが望ましいです。	80
7	「保育所等改修費等支援事業」では「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する」旨記載がありますが、標記の施設改修は「既存の保育所等の自己所有物件」でこども誰でも通園制度を実施する場合共用部分等（調乳室、給食室、保育室）も補助対象になりますでしょうか。 または、こども誰でも通園制度実施にかかり新たに賃貸契約を締結し改修した場合のみ対象でしょうか。	「既存の保育所等の自己所有物件」であるかどうかに問わず、こども誰でも通園制度を実施するために必要な改修であれば、共用部分についても対象となり得ます。 なお、共用部分については真にこども誰でも通園制度を実施するために必要な改修かどうか精査をお願いします。	81
8	こども誰でも通園制度実施施設を整備する場合、施設に対する優遇融資制度等はあるのでしょうか。	WAM（独立行政法人福祉医療機構）の優遇融資制度の活用が可能となります。詳細はWAMにご確認ください。	82
9. 認定			
1	乳児等支援給付認定時に対象の乳幼児が保育所等に在籍していることを市町村が見抜けず、認定後に発覚した場合、認定の取消しを行った時点から将来に向かって乳児等のための支援給付を受ける資格を失うのか、それとも認定日に遡及して資格を失うのか。	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第15条の8第2項に基づき乳児等支援給付認定を取り消すことになるため、認定日に遡及し、当初から乳児等のための支援給付を受ける資格を有していなかったことになります。	162
2	乳児等支援給付認定の申請に対する処分は「〇日以内にしなければならない」等、処理期間を定める法令上の規定はあるか。	乳児等支援給付認定に係る申請の処理期間については、子ども・子育て支援法上の規定はありませんが、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第6条に基づき、市町村において標準処理期間の設定・公表に努めてください。	163
3	企業主導型保育事業を利用する乳幼児は乳児等通園支援事業の対象外であるが、市町村では企業主導型保育事業の利用状況は把握できていない。認定時にどのように審査すればよいのか。	従来より子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第28条の14の規定により企業主導型保育施設の利用状況の報告を受けていたものと存じますが、改正後の同規則第28条の29の規定に基づく報告により、市町村において入所状況を把握できるものと考えます。具体的な実務フローは従来と同様の手続きを想定しており（「企業主導型保育施設の利用状況の報告について」（令和元年8月19日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当））参照）、それぞれの根拠に基づいて二重に同内容を報告する必要はありません。 なお、前提として、企業主導型保育施設を含め、保育所等に入所されている方は本事業を利用できないことを十分にご理解いただいたうえで、利用の申請をいただく必要がありますので、市町村におかれましてはあらかじめ利用希望者への制度周知に努めていただくようお願いいたします。	174
4	示されている参考様式のうち、保護者へ交付する「乳児等支援給付認定証」について、「障害児加算」や「要支援家庭のこども加算」の適用有無を示す欄が設けられている。保護者の中には、こどもの障害を受容していない場合や、要支援家庭であることを市町村から保護者へ伝えていない場合があり、認定証に記載を行わない等の配慮が必要であると考えるが、国はどのように考えているか。	乳児等支援給付における加算につきましては、利用者からの申請や、利用者の理解を得たうえで認定する仕組みとなります。（加算の詳細につきましては、今後、留意事項通知でお示しします。） 認定証に加算内容を記載することで、利用者本人が適用される加算を認識したうえでサービスをご利用いただけると考えております。 また、加算内容が事業所側と適切に共有されることにより、必要な支援を幅広く受けることができると考えております。	180
5	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準第13条第1項に規定する法定代理受領に係る乳児等支援給付費の額に係る通知（以下「代理受領通知」という。）は、どのように運用されることを想定しているか。毎月通知を行わなければならないか。また、保護者ごとに個別に通知文を送付する必要があるか。	施設型給付費等の取扱いと同様、必ずしも各保護者に対して個別に通知文を送付・手交しなければならないものではなく、例えば、電子メールや園だより等を活用して、1年分の代理受領額を一括して通知することも可能です。現在、総合支援システム上で保護者が給付費の額を確認できるよう改修を進めており、当該機能をもって代理受領通知としていただいて差支えございません。	193
10. システム			
1	総合支援システムの利用申込フォームで代表者の姓・名を入力する仕様となっているが、人事異動に備え、組織名称で申請することは可能か。 また、個人アドレスでなく、組織のアドレスで申請して問題ないか。	組織名称・組織アドレスで登録いただいても差し支えございません。 ※LGWAN環境での接続となります。また、インターネット経由のメールを受信できるアカウントで申請してください。 （例） 姓：●●市　　名：●●課●●係 メールアドレス：daretsutanto@city.marumaru.jp	119
2	人事異動に伴い自治体管理者が変わったので、アドレス・担当者を変更したい。	●アドレスを変更したい https://forms.office.com/r/Xpnt6JHVkp ↑より新アドレスで利用申請のうえ、hoikuseisaku.newkyuufuアットマークcfa.go.jp　宛に旧アカウントの削除をメールでご依頼ください。 ●担当者名のみ変更したい 新担当者氏名を、hoikuseisaku.newkyuufuアットマークcfa.go.jp　宛にメールでご連絡ください。 （※スパム防止のため、「@」を「アットマーク」としております。）	120
3	総合支援システムの利用申込を行ったが、アカウント発行のお知らせが届かない。	アカウントの発行まで5営業日前後いただいております。 5営業日を経過してもメールが届かない場合、下記についてご確認ください。 総合支援システムはLGWAN環境から接続していただく必要がありますが、総合支援システムから自動送信されるメールについてはインターネット経由でご確認いただく必要があるため、インターネット経由で自動送信メールの受信をご確認いただければと思います。なお、インターネット経由のメールを受信できないアドレスでアカウント発行申請を行ってしまった場合は、受信可能なアドレスで再度アカウント発行申請をお願いいたします。 また、こども家庭庁からのアカウント発行のお知らせが届いたが、総合支援システムよりメールが届かない場合は、登録いただいたアドレスがLGWAN環境のみのものとなっている場合がございます。その場合ログインができませんので、再度インターネット経由のメールを受信できるアドレスで申請をお願いいたします。 https://forms.office.com/r/Xpnt6JHVkp ↑より新アドレスで利用申請のうえ、hoikuseisaku.newkyuufuアットマークcfa.go.jp　宛にLGWAN環境のアドレスで発行されたアカウントの削除をメールでご依頼ください。 （※スパム防止のため、「@」を「アットマーク」としております。）	121
4	アカウント発行のメールを受信したが、メールに記載のリンクにアクセスするとプライバシーエラーとなり開くことができない。	総合支援システムはLGWAN環境から接続していただく必要があるため、メール記載のリンクについてはLGWAN環境から接続していただきますようお願いいたします。	122

令和8年度　こども誰でも通園制度に関する Q&A【第3版】

令和8年10月23日

No.	質　問	回　答	R7年度QA No.
5	初期パスワードのリセット申請画面にある送信ボタンが押下できない。	お使いのブラウザが最新のバージョンになっているかご確認をお願いいたします。Microsoft Edge最新版、Google Chrome最新版を推奨しています。	123
6	システム操作に関する問い合わせフォームはどこにあるのか。	ログイン後、「各種サポート」から「よくあるご質問」の各種項目「アカウント管理」「予約管理」などをクリックしていただくと、その次の画面下部に「お問い合わせフォーム」ボタンが表示されます。なお、問い合わせフォームは研修環境には用意されておりませんので、本番環境からお願いします。	124
7	利用料は、前払い、後払いを施設毎に設定し実施してよいか。	総合支援システムにおいては、都度払い（当日後払い）と月額払い（後払い）の2つの方法を設定することができます。	125
8	総合支援システムは必ず利用しなければならないか。自治体独自のシステムを利用してもよいか。	総合支援システムの利用をお願いしております。 広域利用や利用者の利便性を考慮のうえ、利用をご検討ください。	152
9	総合支援システムにおいて認定証に公印画像の登録ができるとのことだが、公印画像の登録は必須か。 そもそも認定証に公印を押印しなければならないのか。	総合支援システム上、公印画像の登録は任意になります。 なお、法令上、市町村において認定証に公印を押印しなければならない規定はありません。押印の要否については市町村にてご判断ください。	173
11. その他			
1	こども誰でも通園制度を実施する施設も第三者評価の努力義務対象となるのか。	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第5条第4項において、「乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。」とされていることから、第三者評価の努力義務が課されています。	128
2	第3回検討会資料において、令和8年度からの公定価格案の加算分単価として、生活困窮家庭等負担軽減加算の概要が示されているが、対象者の判定に税情報等が必要になると考えられる。 他市町村からの転入者については直近の税情報を保有していないが、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会（マイナンバーを用いた情報連携）により税情報等を取得することは可能か。	不可です。 対象者より課税証明書等の証明資料を提出いただくことにより要件の確認を行っていただく必要があります。なお、証明資料の提出にあたっては総合支援システム上のファイルアップロード機能をご活用いただけるよう改修予定です。 今後、情報連携の対象とするために法令上の措置や総合支援システム上の改修等を行う場合にはあらかじめお知らせいたします。	170
3	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第69条第1項において、「国及び都道府県以外の者は、住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。」とあるが、公立施設において乳児等通園支援事業を実施する場合には市町村長から管轄の都道府県知事宛に第二種社会福祉事業の開始届を提出する必要があるという認識でよいか。	ご認識の通りです。 なお、指定都市については地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第174条の30の2第2項、中核市については同令第174条の49の7第2項の規定により届出を要しません。	172
4	保育所等と併設する場合、会計処理は、別施設として処理する必要がありますでしょうか。	収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けることが必要です。	63
5	収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設ける必要がありますでしょうか。 また、区分が必要な場合、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人においてはサービス区分を新たに設ければ足り、拠点区分を設ける必要はない認識でよろしいでしょうか。	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第31条において、会計区分について、「特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない」としているとおりです。 なおその際、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人においては、必ずしも拠点区分を新設する必要はなく、サービス区分を新たに設けることで他事業の会計と区分することが考えられます。	64
6	乳児等通園支援事業を行う者は、その提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合に備え、賠償責任保険に加入する必要がありますでしょうか。	留意事項通知の第4において、「乳児等通園支援事業者については事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。なお、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（以下「改正後子子法」という。）第54条の3の規定により準用する改正後子子法第46条第3項の内閣府令で定める基準（令和8年4月1日施行予定）において、乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合については損害賠償を速やかに行うことを規定することを予定していること。」としているとおりです。	65
7	定款変更は必ず行う必要がありますでしょうか。	社会福祉法人が乳児等通園支援事業を第二種社会福祉事業に該当するものとして実施するに当たっては、社会福祉法第31条第1項に基づき、定款に定める必要があります。 また、乳児等通園支援事業が社会福祉法法第2条第4項第4号の規定により社会福祉事業に該当せず、公益事業として実施する場合についても原則として定款に定める必要があります。ただし、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款に定めることを要しません。 詳細は「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る社会福祉法上の事業区分等について」（令和8年2月6日付けこども家庭庁保育政策課事務連絡）をご参照ください。	83
8	寄附行為について、学校法人も寄附行為の変更が必要という認識でよろしいでしょうか。	寄附行為への記載の要否については、各所轄庁（文科省、各都道府県）に相談いただくようお願いいたします。	84

令和8年度　こども誰でも通園制度に関する Q&A【第3版】

令和8年10月23日

No.	質　問	回　答	R7年度QA No.
9	社会福祉法第2条第3項第2号及び第4項第4号において、常時保護を受ける者が20 人以上の事業は第二種社会福祉事業に該当するものと規定されているが、ここでいう「常時保護を受ける者」とは乳児等通園支援事業においては何を指すか。	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95 号）第3条第2項に規定する「一月当たりの利用定員」を参考に、事業所ごとにご判断ください。なお、「一月当たりの利用定員」は当該事業所における1時間当たりの利用定員×1月当たりの延べ開所時間数で算出いただくことが考えられます。 詳細は「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る社会福祉法上の事業区分等について」（令和8年2月6日付けこども家庭庁保育政策課事務連絡）をご参照ください。	182
10	「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて 」（令和8年4月8日改正）において、「子育て支援員研修事業実施要綱」の「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者については、経過措置対象者として「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修を修了していない場合であっても習熟度チェックリスト等を活用して理解度を確認し、必要に応じて関連する研修動画を視聴するなどすれば乳児等通園支援に従事することができるとされているが、この経過措置は令和9年4月1日以降も引き続き適用されるのか。	経過措置の適用可否は、乳児等通園支援への従事開始時期及び令和9年4月1日以降の従事先の状況に応じて異なります。具体的には、次のとおりです。 （1）令和8年度中に初めて乳児等通園支援に従事した日から起算して3か月を経過する日又は令和9年3月31日までのいずれか早い日までに雇用主又は従事する事業所の管理者等により経過措置要件の充足の確認を受けた者 ①令和9年4月1日以降も同一事業所又は同一雇用主等の設置する事業所において継続して乳児等通園支援に従事する場合 →引き続き経過措置の適用対象とすることができます。 令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の従事者への研修に関する調査研究」において作成された研修動画や習熟度チェックリストを定期的に活用するなど、事業所内研修等を通じて本事業への理解や知識を深めていただくようご留意ください。 なお、乳児等通園支援事業に関する理解を一層深める観点から、子育て支援員研修「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」専門研修を修了することが望ましいと考えています。 ②転職等により令和9年4月1日以降に従事する事業所が変更となる場合（同一雇用主等の設置する事業所である場合を除く） →令和8年度以前の雇用関係が終了した時点で経過措置は終了となります。令和9年4月1日以降に他の雇用主等の設置する事業所において改めて当該事業に従事する際には、子育て支援員研修「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修を修了する必要があります。 （2）令和9年4月1日以降に初めて乳児等通園支援に従事する者 →経過措置の対象にはなりません。（1）②と同様に、子育て支援員研修「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修を修了する必要があります。	
11	子育て支援員研修における選択科目（こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業））の見学実習の実施時間について、シラバスには見学実習（実習・2日以上）とあるが、1日当たり〇時間というような目安はあるか。	見学実習については、「子育て支援員研修実施要綱」の別表2－1「子育て支援員専門研修（地域保育コース）」5⑥「見学実習」に記載している研修内容・目的が十分に担保されるよう、ご留意の上実施してください。こどもの受入れ時の対応から事業所で過ごすこどもへ接し方や、給食の提供、午睡時の見守り等のほか、活動の記録の実践や保護者への引き渡しなど、こどもと保護者への関わり等の実務を見学・経験することを目的としており、これらを通して経験するには、一般的な1日の研修として概ね6～8時間程度（受入れ前後の準備や記録等の見学時間及び1時間程度の休憩時間も含む）が目安と考えます。 なお、同要綱において、「こども誰でも通園制度を実施している事業所がない地域においては、一時預かり事業所又は認可保育所での低年齢児保育に関する見学実習による代替も可能」としているため、研修実施場所の確保策としてご検討ください。	